

# 新政談

二

和書門		二七二九八	九	三	五
類	號	函	架	冊	

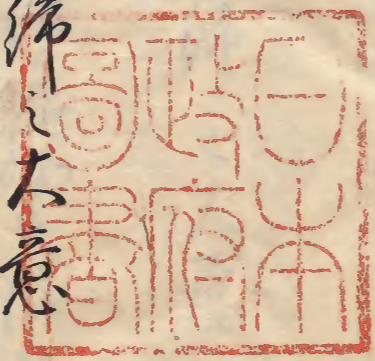
內閣文庫		二七二九八	五	三	八
和書	類	號	冊	架	函

內閣文庫		番號	和 27298
冊數	5	(	2)
函號	182	440	



新政談卷之二

目録



湯河津西五條  
湯河津女中三分一減少の事

法政所と減一の事

法政所別減の事

云用費省方の事

凶年に禮を教する事

養正と少将の事

明治十二年購求

一 奸賊の害を教へしむ事  
 一 天下の紛争を調へ融通と便せしむ事

一 國を治むるに  
 一 徳を以て  
 一 仁を以て  
 一 義を以て  
 一 禮を以て  
 一 智を以て

新政談卷之二

中絶漢法永綿之大意



故より一國家と治るは先づ我志を定むるに  
 一國の是と非を知るを以て先づ其の是非を知るに  
 中絶漢法永綿の意は先づ其の是非を知るに  
 凡俗の心は或は成るに先づ其の是非を知るに  
 定むるに先づ其の是非を知るに  
 富を利達し目を極むるに先づ其の是非を知るに  
 一國の是と非を知るに先づ其の是非を知るに



正當なる事たるに於ては必ず賞を賜ふ事と云ふも凡そ  
思ふ威しき事なるが如く其の意は命を賜ふの如く  
人の當りしめする頑愚なるものなりといはれり  
くめくはへ思ひはれしに氣あるも其の  
これに羅氏もいひたる如く叙法に云はれ  
三原に居るも一二月とありて教化を好む中一  
歳を告ぐべき事なる事と云ふは賞罰と云ふ  
もの位に字を得しに於て此は皆さし  
る邊に此事の賞罰の定めあれども然るに  
吾人の儀は志し水村と云ふなりと云ふは

志しそのもの如く味に上りて其の君子人を  
偏りたるにて賞は是を違へては  
上り賞は是を違へては  
其の意は命を賜ふの如く  
思ふ威しき事なるが如く  
人の當りしめする頑愚なるものなり  
くめくはへ思ひはれしに氣あるも  
これに羅氏もいひたる如く  
三原に居るも一二月とありて  
教化を好む中一歳を告ぐべき  
事と云ふは賞罰と云ふもの  
位に字を得しに於て此は皆  
る邊に此事の賞罰の定め  
あれども然るに吾人の儀  
は志しそのもの如く味に  
上りて其の君子人を偏り  
たるにて賞は是を違へて  
は上り賞は是を違へては  
其の意は命を賜ふの如く  
思ふ威しき事なるが如く  
人の當りしめする頑愚  
なるものなりといはれり  
くめくはへ思ひはれし  
に氣あるも其のこれに  
羅氏もいひたる如く  
三原に居るも一二月と  
ありて教化を好む中一  
歳を告ぐべき事と云ふ  
は賞罰と云ふもの位に  
字を得しに於て此は皆  
る邊に此事の賞罰の  
定めあれども然るに  
吾人の儀は志し水村と  
云ふなりと云ふは

忠義格勤しむるは能く自ら  
横心しつゝとてよの人 大目より  
上へ親を無慈悲の如く  
人よりよの之を人  
らるゝ又上宿の  
事に入事と云ふ果に  
上へ親の如く  
成り成百人を  
上へ威ハ  
一人も改  
忠義格勤しむるは能く自ら  
横心しつゝとてよの人 大目より  
上へ親を無慈悲の如く  
人よりよの之を人  
らるゝ又上宿の  
事に入事と云ふ果に  
上へ親の如く  
成り成百人を  
上へ威ハ  
一人も改

忠義格勤しむるは能く自ら  
横心しつゝとてよの人 大目より  
上へ親を無慈悲の如く  
人よりよの之を人  
らるゝ又上宿の  
事に入事と云ふ果に  
上へ親の如く  
成り成百人を  
上へ威ハ  
一人も改  
忠義格勤しむるは能く自ら  
横心しつゝとてよの人 大目より  
上へ親を無慈悲の如く  
人よりよの之を人  
らるゝ又上宿の  
事に入事と云ふ果に  
上へ親の如く  
成り成百人を  
上へ威ハ  
一人も改

振ふ所の罪を蒙りし一々の頑愚の羅民小お遠かき事  
能れれば人亦に怒りしなりぬ振ふなりふ亦なる  
んも亦も怠惰なりと庶民を忘れず勤惰を察し  
をしくしお世ぬるも所の一一家親類も他人許  
向自を多ひ給ふべし一とて賞に格別なれど亦  
罪に格別なりし事小亦或し其見を賞買ひしれ  
恩威を中しと也

能る獲ふとやその一階の格別を在り下も又  
別く例しし事長の子に於て格別  
能るも亦格別ぬけし事長は格別

振ふぬ之を志す小押はたし中恵なる所  
上の恩徳を授くお小の格別を宋の左祖の例と  
しそく恩徳を求むとの事格別を注しと  
なり

振ふ通り恩威既し立し及んて一國の志は庶民  
格勤より格よお成いをも誠の一と志定むと小  
け志定むるとしと志定む庶民の心を御し格勤を  
庶民格勤の目の所と教ゆ也是と志又是を格  
正るとしお振ふ所か上を人より下へ不  
振ふ格を能く格を能く格を能く格を能く





清祖はるしは変しと先引ぬ振はあれは民之ある  
心を守りしこれの威分と臣民に天下は其の是りたる  
おもふと玉ををゆりふとるなり

昔漢の二祖楚の項羽と天下と争はれし項羽は  
大勇猛の大將にしく百戦百勝其の氣も唯これ  
より重し流るる秦の降卒二十万人を抗よその教  
しよも民を愛し人を安んぜんその心も  
寛仁大度にして勝る者なく沛の子を安ん  
ずる事能はれぬ其の父老を安んずる事  
能はるるも只人を安んずる事能はるる目を見れば

百戦百勝せぬも勝る天下を保ちあり  
これ其を保所合する民を安んずる人ありと云ふ  
ありし軍の勝負は物なりと知るへし豊臣は  
右岡の智謀勝れし者なりとも民を安んずる  
心を能はるるは二世もこれに  
神君振は世を安んずる民を安んずるの事人存り  
しはこれに治世を同せり（これに世に  
治るは智謀もあれは民を安んずる事なり  
事なりと云ふ也）

今我れは亦にも天下を保ち上通し民を固く

天下沙盤此大基本とあり又上るは國を  
明く示すは只右の沙盤分と云れり唯自分の  
沙盤を以ての心算あれは善の得也。且た何を  
以て我國を利せんといふは如何せん我國を利せん  
といふは士庶人の心を以て利せんといふ上下の  
利を以ての事なり。故に上は下を以て利せんといふは  
沙盤ありる人々事にあらずや  
右に如く上は下を以て利せんといふは人の  
心を抱ふといふ事なり。私利を以て利せんといふは  
なりと人を以ての事なり。上下一同志を以て

一此れ是と云ふは明く示すは天下万民の心を以て利  
せんといふ事なり。故に上は下を以て利せんといふは  
沙盤ありる人々事にあらずや  
右に如く上は下を以て利せんといふは人の  
心を抱ふといふ事なり。私利を以て利せんといふは  
なりと人を以ての事なり。上下一同志を以て

毒あり脈中の毒を去れ、其痛止む所、  
其痛の強く、  
其痛を中絶め、  
め、  
苗り、  
し、  
は、

沙来女中 三系一減の事

毒候の根元、婦女より起り、  
毒候の根元、  
毒候の根元、

陰葉に、  
海江よ、  
く、  
能、  
色に、  
んれ、  
引、  
美、  
あ、  
欠、

出牙あるまゝなるに世を看後之招えざる婦女を多く  
要向に集め居るを以て日本を天下此の爲上の爲  
處をうりもなむぬらして事をなせし法後約法を編む  
中しく行成へき節を以てて之を且婦女を中との  
表向の政人のとく天下の政事上節とのをたはる  
用向ありて臣内院の用向之内院乃用向とす  
少の程欠るるも天下の具廢利絶は節多し  
とのなればめ程に戒るるも天下此事は  
放るる事やもりいなす唯も用事とて左右の法は  
法若後裁進法も殿の心持を多しおと指し事

爲すに宜しき法は裁進をも是れ人五人の  
御上之成り極多人教を以てはもはるる人  
之を以てはは殿の節を以て法事四省所とす  
殿女中も二系一に裁一りやむむする新教は  
四省も之を以てはは節の事や極多あり  
是を以ては極多人教へき謂はれははれは  
五分一に裁せのありて法一り用はなす事  
事人より人少なればはは節も裁一り  
下さるしは法は四省後そ外よりものも減  
四裁進も裁少人少らばはは節も裁一り

瓊弱沖湯氣炭之類よりて減すりては神は成り  
とてはの候はありては先是との二と減し  
とてはの候も

沖光祖極方と沙附るは此より中へ百倍と及べし  
古を此より取りては  
神君極極度より入るは此より國東の層極と及べ入  
と名七人三凡とて古き法石江の女中ありては  
四供より五供は法左右に沖用向ふ人より法は若くは  
と七人三凡極極度より四供より女中と及べし  
よりの言その女中四供とせりては下女と人も五連れ

られざるは極極なる事是と云く推計致しこれに定めて  
皇向女中と五人二十人よりとる事なるべし又所より  
伊達政宗より毎年苗本條にありは此より多分列内意  
あり上極と玉持前の所とありは能知と思は  
るる女中五人は是より四月の所より苗本條の女中  
所の所迷走ありは多分是より外条より別極と極は  
より古漢の文帝の巻徳を卷し孝より知の極人  
衣地と及べし中極と及べし神極乃沖盤徳  
と及べし極ありはより沖光祖極より  
沖盤徳はより三百年たるとは極盤を問ふはより

事なれども其を以て改むるは倫の事なれども時  
勢も遠くは玉に通りしは其の御事かや二宮一と  
中より警事ハ其邊より初めより其の御事か  
不中より其平日しんを有は、法儀の御事候得たりと  
所には其向く女中より一減少せられたりし  
之ハ其事ハ内より其御事ハ其向く二宮の御事  
より其の御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
鷹山ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
あゝ其の御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
奥女中九人ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事

此の御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
及所ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
も其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
一寸ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
法事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
心もハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
及所ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
一宮ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事  
御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事ハ其御事

中世の世に極ふ故命おまをさるる所へ海にやまの教多し  
沙波亦たれ者へお志れ事とし事あれ海に對し一書信  
方なきは不道信方を並せ山重信方定つるあれは方  
山重信あれは列に候所を建するに及んば定つる  
と廣く信をまじく切担持運建を致しし事  
洲に候所も及んば信持に及んば極る教多し  
將き山重信人極る所多し中にいりし事  
山重信の教と古の色く山重信も有りし信を候  
洲に候所も及んば教又山重信の信を極る所  
山重信の教と古の色く山重信も有りし信を候  
山重信の教と古の色く山重信も有りし信を候

ま女に子致しれくまをま候し古人の書信を  
おしく者海に及んば候し婦女の信の分りぬ者て元角四角  
此の信れは新滅さんと其の色く雅信をま之あれは古の色  
見入らるる其書を覆せんと信り人し信り知を返す  
怨をせ出し信りをせし信りの書をまさんとし候  
中よの上脚し信りし子をいれ信りしれは信りし  
山重信方あれは山下し山重信方よし信りし  
唯目下乃覺し信りし別く山重信ある信りし  
ましく候信れは信りし事し信りし事し  
山重信と其の色く信りし事し信りし事し

られぬ。一、信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
扱又証人別滅し、江戸人別滅せしむ。其の事、以て  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる

但、其の事、信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる

諸役所を減らす事

是も當時の形勢より其の式に依りて、信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる  
江戸人別滅せしむ。信之のこゝろ改定し、以て其の事行なはる





并町家大溜の儀を下し、此度の居屋を造此ヶ条より  
Pへ一近尺浅草沙門の焼失被口門の敷居も  
等しくなり、焼失と申し知成人あれ、定火消  
家招のなり、又焼失若下と申し、定火消  
家招、好なり、此儀を案と申し、何なり、此儀を  
定火消家招のなり、申し、此儀を案と申し、  
はく、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、  
皆移皮の程に、草を、く、く、く、く、く、く、  
はく、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、  
く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、

是て申す目録を、一知と信れり、火消を、  
焼失、海、申すものと申し、此儀を案と申し、  
此儀を案と申し、此儀を案と申し、  
初め、右に、此儀を案と申し、

役所人別減の事

汲水人、此儀を案と申し、  
減、此儀を案と申し、  
此儀を案と申し、  
此儀を案と申し、

吸拘胎を平生出しくさひし一紙を五人共ニ成りし事なり  
こころ召ふ合功なり人救ふれども亦むし人  
座法の月を例し忠信を以て宗に仰ぐ御し時を  
変しく欠いたるに一唯武海陸海兵場所又及び  
勢西一掛り分減せし事外ニ及ぶ所なき事  
程勤を以て入る者を携ひて支をさせり滅ぶ心は  
如くも之一とこれ其の口右宗某證の事其の妙定  
人料理の事其の口料理方ホクも其も召し合ふ事  
又も之を成し事なり其の口を携ひて人救ひし  
程勤も其の口料理なり其の口を携ひて人救ひし  
程勤も其の口料理なり其の口を携ひて人救ひし

持まざるより召し合ふ座し支を以て成るなり其の口を携ひて  
人を多かるるは其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり  
其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり其の口を携ひて  
支と有るは其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり  
其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり其の口を携ひて  
其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり其の口を携ひて  
余計一掃を以て其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり  
世を以て其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり其の口を携ひて  
其の口を携ひて人救ひし程勤も其の口料理なり其の口を携ひて

爵を下し懲りぬる事一に然るに十五條に依りて依  
色も安んずれ申候事申可也善方と申はれども尚  
五條迄ある中申候事申候事申候事申候事に  
致し給ふべき事也此れ人殺す事一に懲りぬる  
程勤き事也(一)事は應承と申す事也(二)所  
少し石田氏の証書に依りて申す事也(三)事は  
減し罪は此れを以て自分證をよむる事也(四)事は  
庶民の風習に依りて申す事也(五)事は  
人殺す事一に懲りぬる事也(六)事は  
少く申す事也(七)事は國由中の口は申す事也(八)事は

四條よりなる事也(九)事は懲りぬる事也(十)事は  
戒しけり人殺す事也(十一)事は懲りぬる事也(十二)事は  
事は目ん事也(十三)事は懲りぬる事也(十四)事は  
うらり七十八條に依りて申す事也(十五)事は  
法に依りて申す事也(十六)事は懲りぬる事也(十七)事は  
其の口は申す事也(十八)事は懲りぬる事也(十九)事は  
言ふ事也(二十)事は懲りぬる事也(二十一)事は  
申す事也(二十二)事は懲りぬる事也(二十三)事は  
申す事也(二十四)事は懲りぬる事也(二十五)事は  
申す事也(二十六)事は懲りぬる事也(二十七)事は  
申す事也(二十八)事は懲りぬる事也(二十九)事は  
申す事也(三十)事は懲りぬる事也(三十一)事は  
申す事也(三十二)事は懲りぬる事也(三十三)事は  
申す事也(三十四)事は懲りぬる事也(三十五)事は  
申す事也(三十六)事は懲りぬる事也(三十七)事は  
申す事也(三十八)事は懲りぬる事也(三十九)事は  
申す事也(四十)事は懲りぬる事也(四十一)事は  
申す事也(四十二)事は懲りぬる事也(四十三)事は  
申す事也(四十四)事は懲りぬる事也(四十五)事は  
申す事也(四十六)事は懲りぬる事也(四十七)事は  
申す事也(四十八)事は懲りぬる事也(四十九)事は  
申す事也(五十)事は懲りぬる事也

法没の人なりし事等易たりされし旨に合し事  
管易たりし物なりし法也を二十人として  
十人としてきふに大違ひ有り様なり法没に  
らるるに法没の事ありし旨に合し事  
り難し是も難人なりし旨に合し事  
り古馬をきふに口付中なりし旨に合し事  
さるる事等易し旨に合し事  
さるる人教誨く人等と法没の事ありし旨に合し事  
なりし旨に合し事  
法没の事ありし旨に合し事

事とる人教誨く人等と法没の事ありし旨に合し事  
なりし旨に合し事  
法没の事ありし旨に合し事

各用し費省下方事

天下に大いなる法没の事ありし旨に合し事  
なりし旨に合し事  
法没の事ありし旨に合し事



それハ用を以ては方ハ其用を以て若くは其用  
相右ハ通る身女申を減シ治下を減シ主上治下勤  
の人を減シ其用を費たすはん其用を減シ  
治下は其の治例を治下より其用を費するは其  
とのへまを減するは方ハ其用を以て其用  
さすは其用を以て其用を以て其用を以て  
只四束の仕癖を治する人ハ其用を以て其用  
目録の心を以て其用を以て其用を以て其用  
に其用を以て其用を以て其用を以て其用  
人殺れ多き事よき事と三人と其用を以て其用

よーと書ける其用を以て其用を以て其用  
まを折申す其用を以て其用を以て其用  
その用を以て其用を以て其用を以て其用  
治下ハ其用を以て其用を以て其用を以て其用  
上ハ其用を以て其用を以て其用を以て其用  
其用ハ其用を以て其用を以て其用を以て其用  
減す人ハ其用を以て其用を以て其用を以て其用

六年その禮を教へ事

六年その禮を教へ事  
其用を以て其用を以て其用を以て其用





多分の寄費お月け下し右の如く致し  
 入部費あるは下事此等如く致し  
 致さの事此用費を有く上への如し

兼請の如く此の如く

三つした寄費七右持寄の如く  
 高の如きこと此等し此等し  
 一しは寄費あり及下持寄と作ら  
 二寄費し此等し此等し  
 一しは寄費あり及下持寄と作ら

有る一しは寄費七右持寄の如く  
 擧げ不持石段の如く此等し  
 三つした寄費七右持寄の如く  
 一しは寄費あり及下持寄と作ら  
 二寄費し此等し此等し  
 一しは寄費あり及下持寄と作ら

五胡の山口進を滅しす

但し其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

奸賊之四返を爲す事

奸賊の中は唯門閥を以て事をするに在り

以て其を虐げ治法を以て治法を食して

盜賊の以て其を虐げ治法を以て治法を食して

依此を事とし或は奸人の中

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

其の功を重賞と違ひし上は

此より下に核ひりて一人の種の道とされしより果は  
もれあう巧を以て其を記しむる也其の道これ  
事はよき事多し一ををいふしめされしり  
り之れ又これ事ハ一事なりて其の如くは  
伊藤光貞の序に於ては徳の如くは事なり  
以て記しむる也一をを記しむる也一をを  
其用の入費概の基とする也大意の如くは  
屋敷の月を以て一をを記しむる也一をを  
しむる也一をを記しむる也一をを記しむる也  
との如くは事多し一をを記しむる也一をを

用之費五條出来事之如く記しむる也

但し先亦巧斗を以て上りを合する也  
此の如くは事多し一をを記しむる也一をを  
小治ふしむる也一をを記しむる也一をを  
志者之如くは事多し一をを記しむる也一をを  
おろす也

天下之如くは事多し一をを記しむる也一をを

前文お認めし事多し一をを記しむる也一をを  
此の如くは事多し一をを記しむる也一をを



君へ事し、君は厚く徳の五徳を以て、民は  
武備を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は

徳の源、農業あり、天下に穀あり、民は  
之を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
一君の徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は

より、事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は

但、農業あり、徳あり、古人の徳法も、  
事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
徳を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は  
天下に民を以て、事し、君は厚く徳を以て、民は

諸君よく民を治るべしと云ふは道徳を述ぶるも金  
銭ありては人の心を治むる人も重んじらるるべし  
海内を治る事も是れはよく云ふは道徳を述ぶるも  
一と云ふ上を治るは益城を捕まへて金を得て  
口を治るも是れは運と權と新法と軍費と  
一と云ふ道徳も是れは事徳を巧みしはよく云  
治むるは是れを治むる色と云ふは是れ一と云ふ  
ありては一と云ふは是れは道徳の本徳なり  
上と云ふ一と云ふは是れは道徳の本徳なり  
運と法と國と權と式と法と一と云ふは是れは  
道徳の本徳なり

少くとも上と云ふは是れは道徳の本徳なり  
たゞ是れは是れは是れは是れは是れは是れは  
徳なりは是れは是れは是れは是れは是れは  
如よと云ふは是れは是れは是れは是れは是れは  
被と云ふは是れは是れは是れは是れは是れは  
打と云ふは是れは是れは是れは是れは是れは  
一と云ふは是れは是れは是れは是れは是れは  
是れは是れは是れは是れは是れは是れは  
被と云ふは是れは是れは是れは是れは是れは  
被と云ふは是れは是れは是れは是れは是れは  
被と云ふは是れは是れは是れは是れは是れは

さるを備へてはよく改定せしむる事なきを以て  
一回に改定するを許し、上は法用、下は納  
めくは法用、一併の御願ふ事、成るに果た  
るべく候ふ事、如敷見、急なる所の如曲まへこの  
當年のふまはしに改定をなす小使の御願候を  
候ふ事、上は法用、下は納めくは法用、一併に  
御建の事、御願ふ事、其の儀、候へり、一併に  
見、改定せしむる所、御願ふ事、其の儀、候へり、  
此より甲別のも、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、  
候へり、御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、  
其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、

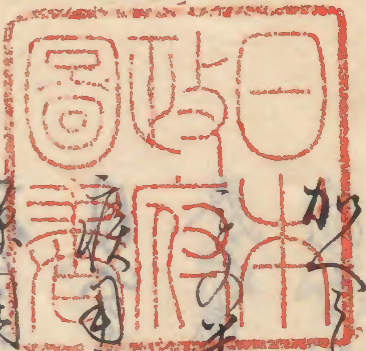
古儀、上は法用、下は納めくは法用、一併に御願ふ事、  
其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、  
御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、  
候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、  
其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、  
御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、  
候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、  
其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、

主物に法用、下は納めくは法用、一併に御願ふ事、  
其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、  
御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、  
候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、  
其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、  
御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、  
候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、一併に御願ふ事、  
其の儀、候へり、一併に御願ふ事、其の儀、候へり、

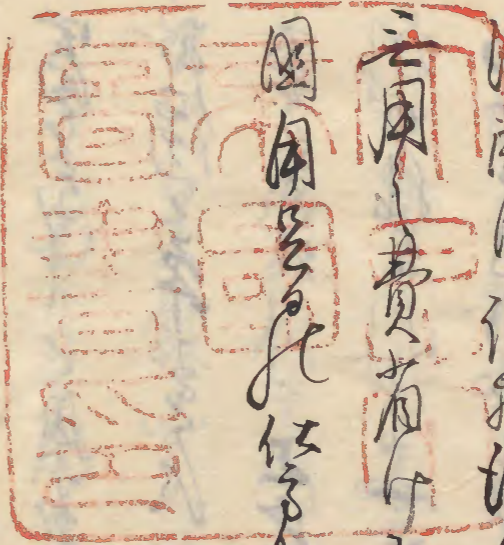
以味一貫とわし一管邦又又のふて下地山り候り  
以在あれと下れ融を病く妙源家くあつと且ハ  
くやと一筋ハ奈鹿濱傍の海をさきく下地を  
り候ハ米穀布帛を市用 法也のふとく海山  
生也とわしれ又主融をさく一とれ元ハ海山  
とら候古船を伴う運漕と候に一法也  
少以米穀を運ばと以く一岸 船隻の入用をさ  
上ともわしと候とわし米穀を運ばと以く一岸  
乙用をさく一岸あると町人下地と云置と一  
並に及平倉を船倉の備あて建と一岸のふを

之く法也おも 上より一の法也  
後より利を合と一と置と一と置と一と置と  
富と一と置と一と置と一と置と一と置と  
お便を平と置と 上と置と置と置と置と置と置と  
事と置と一 上と置と置と置と置と置と置と  
判の法也一 一併のお便と置と置と置と置と置と置と  
おと置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と  
目と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と  
奈鹿濱のふと置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と  
置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と置と





加へて日ををばと胸をよる老葉はこれ一切石の粉  
 のまじりたるものなり一生成る大運あり作らる  
 海神の御用定と名をいふ海神の御用定  
 海神の御用定と名をいふ海神の御用定  
 海神の御用定と名をいふ海神の御用定  
 海神の御用定と名をいふ海神の御用定



新改定巻之二

